

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市廃棄物処理清掃条例(平成5年柏市条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(犬、猫などの死体の処理)

第2条 条例第14条第3項に規定する犬、猫などの死体を自ら処分できない占有者は、市長に届け出なければならない。

(審議会及び協議会の会長及び副会長)

第3条 条例第15条第1項及び条例第16条第1項に規定する柏市廃棄物処理清掃審議会(以下「審議会」という。)及び柏市ごみ減量推進協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会又は協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(審議会及び協議会の会議)

第4条 審議会及び協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会及び協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会及び協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前2項の規定にかかわらず、感染症のまん延の防止の必要その他のやむを得ない事情があると会長が認めるときは、委員に議事に係る意見を求め、その半数以上から意見書の提出があった場合に限り、会長の決定をもって会議の議決に代えることができる。

5 会長は、前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、当該決定について委員に報告しなければならない。

(令2規則70・一部改正)

(家庭廃棄物の処理の申出)

第5条 家庭廃棄物を自ら処分できない占有者が次に掲げる事項に該当するときは、市長に対し、書面により申し出なければならない。

(1) 条例第19条第2項に規定する集積所の新たな設置若しくは変更又は廃止を求めようとするとき。

(2) し尿のくみ取りの収集を継続して受け、若しくは変更しようとするとき又は受ける必要がなくなったとき。

(平8規則64・平17規則2・平17規則56・一部改正)

(粗大ごみの処理)

第5条の2 一般家庭から排出される粗大ごみ(以下「粗大ごみ」という。)を自ら処分できない占有者が粗大ごみの収集を受けようとするときは、市長(市長が粗大ごみ(市長が別に定めるものを除く。)に係る収集の事務の委託をしている場合にあつては、当該収集の事務の受託者。以下この条(ただし書を除く。)において同じ。)に対して口頭により申出をし、当該粗大ごみに粗大ごみ処理券をちょう付の上、市長が指定する日時及び場所に当該粗大ごみを搬出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(平8規則78・追加、平19規則71・一部改正)

(資源物の収集又は運搬をすることができる者の指定)

第5条の3 市長は、条例第20条の2第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(平17規則56・追加)

(多量の事業系一般廃棄物の排出者)

第6条 条例第23条の規定により規則で定める多量の事業系一般廃棄物を排出する土地又は建物の所有者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗を有するもの

(2) 事業の用に供する部分の床面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。)の合計が3,000平方メートル以上の建築物を有するもの(前号に掲げるものを除く。)

(3) 前2号に掲げるもの以外のもので、その事業活動に伴い多量の一般廃棄物が生じると市長が特に認める土地又は建物を有するもの

(平26規則33・全改)

(手数料の徴収方法等)

第7条 条例第26条第1項に規定する一般廃棄物の処理手数料(以下「手数料」という。)は、納入通知書その他の方法により徴収する。

2 月額で定める手数料の徴収の対象となる期間は、第5条第2号の規定による収集の申出のあった日の属する月から同号の規定による収集の廃止に係る申出のあった日の属する月までとする。

3 手数料は、次に掲げるところにより徴収する。

(1) し尿(一般家庭に係るもの並びに事業所及び共同住宅などで継続して収集するものに限る。)に係る手数料は、次の4期に分けて市長が定める期日までに徴収する。

1期	3月1日から5月末日まで
2期	6月1日から8月末日まで
3期	9月1日から11月末日まで
4期	12月1日から2月末日まで

(2) し尿(一般家庭に係るもの並びに事業所及び共同住宅などで継続して収集するものに限る。)以外に係る手数料は、その都度徴収する。ただし、市長が必要と認める者については、1月ごとによることができる。

4 市長は、前項第1号の規定により徴収する手数料を同号に掲げる期日までに納入しない者に対し、必要な措置を講じることができる。

(平15規則64・平17規則2・平31規則9・一部改正)

(手数料の減免)

第8条 条例第26条第2項の規定により手数料を減免することができる範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害等により減免を必要とする世帯
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく扶助を受けている世帯
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 条例第26条第2項の規定により手数料の減免を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項による申請があったときは、その内容を審査し、減額又は免除の可否を決定し、その結果を通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(平23規則35・一部改正)

(一般廃棄物処理業等の許可申請の手続)

第9条 条例第27条に規定する許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期日までに申請書を提出しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第2項及び第7項に規定する許可の更新を受けようとする場合(次号に該当する場合を除く。) 当該許可に係る法第7条第2項及び第7項に規定する政令で定める期間が経過する日の1か月前
- (2) 現に受けている浄化槽清掃業許可(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の許可をいう。以下同じ。)の有効期間の満了後も引き続き浄化槽清掃業許可を受けようとする場合であって、次のいずれかに該当するとき 現に受けている浄化槽清掃業許可の有効期間の満了日の10日前
ア 当該浄化槽清掃業許可と併せて法第7条第2項に規定する許可の更新を受けようとするとき。
イ アに掲げるとき以外のとき。

(3) 法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとする場合 当該許可を受けようとする日の7日前

(4) 前3号に規定するもの以外の許可を受けようとする場合 当該許可を受けようとする日の2か月前

2 申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。ただし、前項第3号に規定する場合において変更のない事項その他の市長が必要がないと認める事項に係る書類については、この限りでない。

- (1) 身分証明書(申請者が法人である場合には、その役員に関するもの)
- (2) 住民票の抄本(申請者が法人である場合には、定款の写し及び法人登記簿の謄本)
- (3) 資産に関する調書及び申請前1年の市町村長又は特別区長が交付する納税証明書(申請者が法人である場合には、貸借対照表及び損益計算書並びに申請前1年の市町村長又は特別区長が交付する納税証明書)
- (4) 事業計画書及び業務経歴書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(平9規則3・平16規則33・平23規則35・一部改正)

(浄化槽清掃業許可の有効期間)

第10条 条例第28条の規定による浄化槽清掃業許可の有効期間は、当該浄化槽清掃業許可の日から起算して2年とする。

(平10規則27・全改、平23規則35・一部改正)

(許可書の返納)

第11条 条例第30条に規定する許可書の返納は、許可書の返納の理由の発生した日から起算して7日以内に行わなければならない。

(産業廃棄物処理手数料の徴収)

第12条 第7条第3項第2号の規定は、条例第33条に規定する産業廃棄物処理手数料の徴収に関して準用する。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年7月1日から施行する。
(柏市廃棄物処理清掃条例施行規則の廃止)
- 2 柏市廃棄物処理清掃条例施行規則(昭和47年柏市規則第2号)は、廃止する。
附 則(平成8年規則第64号)
この規則は、平成8年10月1日から施行する。
附 則(平成8年規則第78号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成9年規則第3号)
(施行期日)
 - 1 この規則は、平成9年3月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の柏市廃棄物処理清掃条例施行規則の規定によりなされた申請
手続は、この規則による改正後の柏市廃棄物処理清掃条例施行規則の規定によりなされた申請手続とみなす。
附 則(平成10年規則第27号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成15年規則第64号)
この規則は、平成16年4月1日から施行する。
附 則(平成16年規則第33号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成17年規則第2号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成17年規則第56号)
この規則は、平成17年3月28日から施行する。
附 則(平成19年規則第71号)
この規則は、平成19年7月1日から施行する。
附 則(平成23年規則第35号)
(施行期日)
 - 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 改正後の第9条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる申請書の提出について適用し、同日前に行われた
申請書の提出については、なお従前の例による。
附 則(平成26年規則第33号)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。
附 則(平成31年規則第9号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(令和2年規則第70号)
この規則は、公布の日から施行する。